

22 戸田市

建設 工事	査 設 計 測 量	維 持 管 理	書 類 名	摘 要
			1 市税完納証明書(写し可)	・申請事業所の所在地に関わらず、戸田市内に事業所(本店、支店、営業所等)がある事業者が対象。 戸田市が、申請日前3か月以内に発行したもの。 (窓口：2階収納推進課)
			2 申請事業所の写真、案内図 (様式C-10)	・申請する事業所の所在地が、戸田市内の場合に提出してください。本店、本社の場合は提出不要です。 ・写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できるもの)及び事業所内部が広範囲に写っているものを各1枚添付してください。白黒写真は不可とします。 ・案内図は、目印となる道路・建物・店舗等を含めて記載してください。
			3 埼玉県エコアップ認証制度又はエコアクション21のいずれかの認証・登録証の写し	【建設業法上の主たる営業所の所在地が戸田市内にあり、かつ該当がある場合のみ提出】 ・申請日現在、埼玉県エコアップ認証制度による認証を受けている事業者又は一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21を認証されている事業者が対象。 ISO14001を認証されていて共通書類としてその写しを提出している場合は、提出する必要はありません。 埼玉県エコアップ認証制度の詳細は、埼玉県ホームページ(温暖化対策課)を確認してください。
			4 協力雇用主の登録に関する証明書原本 保護観察対象者又は更生緊急保護対象者の雇用状況が分かる書類	【建設業法上の主たる営業所の所在地が戸田市内にあり、かつ該当がある場合のみ提出】 ・申請日現在、保護観察所に協力雇用主として登録している事業者が対象です。 ・保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を、申請日から過去2年以内に3か月以上雇用した場合は、それを証明できる書類も提出してください。(自社による雇用状況の証明書原本(書式任意)でも可) 各証明書は、申請日前3か月以内に発行したもの。
			5 次の から のうち、2項目まで申請可能 厚生労働省(埼玉労働局)の受理印のある「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の写し、又は認定書の写し 「次世代育成支援対策推進法」第13条の規定に基づく認定書の写し 厚生労働省(埼玉労働局)の受理印のある「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」の写し、又は認定書の写し 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第9条の規定に基づく認定書の写し 多様な働き方実践企業認定証の写し	【建設業法上の主たる営業所の所在地が戸田市内にあり、かつ該当がある場合のみ提出】 申請日現在、従業員100人以下の事業者で「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局長に届出している場合(行動計画の計画期間に申請日が含まれるもの)、又は同法13条に基づく厚生労働大臣の認定を受けている場合が対象。 申請日現在、従業員101人以上の事業者で「次世代育成支援対策推進法」第13条に基づく厚生労働大臣の認定を受けている場合が対象。 申請日現在、従業員100人以下の事業者で「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局長に届出している場合(行動計画の計画期間に申請日が含まれるもの)、又は同法第9条に基づく厚生労働大臣の認定を受けている場合が対象。 申請日現在、従業員101人以上の事業者で「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第9条に基づく厚生労働大臣の認定を受けている場合が対象。 申請日現在、埼玉県の「多様な働き方実践企業認定制度」により、認定を受けている事業者が対象。 詳細は、埼玉県ホームページ(多様な働き方推進課の埼玉版働き方改革ポータルサイト)をご覧ください。

[戸田市提出書類] の問合せ先

戸田市 総務部 管財入札課 入札担当

TEL:048-441-1800(内線408・653) FAX:048-432-8521

戸田市では、申請業務「設計・調査・測量」において、「建築関連コンサルタント業務」を申請する場合は、申請事業所が建築士事務所登録されている必要があります。